

## アウトソーシングに係る民間提案の検討結果について

提案番号	2
検討年度	令和6年度
提案	ESP（エネルギー・サービス・プロバイダ）方式によるグリーン社会への取組の提案
提案内容	<p>県は、各施設の電力について直接調達を行っているが、その手法に代えて第三者（以下、支援事業者とする。）からコストの削減や二酸化炭素排出削減等につながる小売電気事業者の提案を受け、その事業者と調達契約を行うというもの。</p> <p>支援事業者は、県に代わって複数の小売電気事業者と価格や条件等の交渉を行うほか、提案した小売電気事業者との契約については、支援事業者が倒産時のリスク補償を行う。</p> <p>併せて支援事業者は、電力分析資料の作成や、環境に対するレポートを作成することで、電力調達に係る行政経費・人件費削減と、本県の脱炭素化に貢献する。</p>
検討の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本提案については、提案者から電力調達所管課へ概要を説明する機会および質疑応答・意見交換の場を設けたところです。</li> <li>・検討の結果、本提案における電力調達方法は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「政令」という。）上の制約から実施困難との結論に至りました（※）。</li> <li>・一方、電力の調達については、今後も引き続き不断の見直しが必要であり、各施設の状況や必要に応じて、適時適切な調達ができるよう、取り組んでまいります。</li> </ul> <p>※本提案は、支援事業者に提案された小売電気事業者と、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」を根拠に随意契約を締結するというもの。一方、本県電力調達契約は、その予定価格から特定調達契約に該当し、政令第11条により随意契約できる場合が施行令第167条の2第1項においては第5号、第8号および第9号に限定されるため、同項第7号による随意契約の締結は困難と判断したものの。</p>